

議 事 日 程 (1)

平成20年9月8日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 町長提出議案 がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例の制定について
第64号

第4 町長提出議案 芦屋町職員倫理条例の制定について
第65号

第5 町長提出議案 芦屋町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
第66号

第6 町長提出議案 芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第67号

第7 町長提出議案 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について
第68号

第8 町長提出議案 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
第69号

第9 町長提出議案 芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
第70号

第10 町長提出議案 芦屋町競艇施設の使用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第71号

第11 町長提出議案 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)について
第72号

第12 町長提出議案 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
第73号

第13 町長提出議案 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第74号

第14 町長提出議案 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算(第1号)について
第75号

第15 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算(第1号)について
第76号

第16 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
第77号

第17 町長提出議案 平成19年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
第78号

- 第18 町長提出議案 平成19年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
第79号
- 第19 町長提出議案 専決処分の承認について
第80号
- 第20 報 告 財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告について
第4号
- 第21 報 告 平成19年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告について
第5号
- 第22 議員提出議案 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
第2号

【 出席議員 】 (13名)

1番 辻本 一夫 2番 貝掛 俊之 3番 田島 憲道 4番 小田 武人
5番 岡 夏子 6番 今井 保利 7番 川上 誠一 8番 松上 宏幸
9番 本田 哲也 10番 益田美恵子 11番 中西 定美 12番 室原 健剛
13番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	建設課長	三友伸一	産業観光課長	内海猛年
税務課長	守田俊次	健康対策課長	小野義之	住民課長	入江明德
環境福祉課長	嵐 保徳	学務課長	富永秋則	社会教育課長	本田幸代
病院事務長	小池健二	競艇施設課長	中西 学		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成20年芦屋町議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月8日から19日までの12日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第110条の規定により、1番、辻本議員と、12番、室原議員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第64号から日程第21、報告第5号まで及び日程第22、議員提出議案第2号について、この際、一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長及び議員提出議案の提出者に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成20年芦屋町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは早速、本日提案したしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第64号のがんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例の制定につきましては、芦屋町の歴史文化や自然環境を後世に引き継ぐとともに、協働のまちづくりを進めるため、ふるさとへの思いを持つ人々からの寄附金による基金を設置し、この基金を財源として、まちづくりに関する各種事業を進めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第65号の芦屋町職員倫理条例の制定につきましては、職員のよりよい職務行動を導くための仕組みを定め、町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の皆様への信頼を確保するため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第66号の芦屋町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定及び議案第67号の芦屋町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法において、議員の報酬等に関する規定を行政委員会の委員等の規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める旨の一部改正が行われたため、同様の改正をするものでございます。

議案第68号の芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路運送法の一部改正に伴い、芦屋タウンバスの運行が許可制から登録制へ変更となったため、根拠条文を改めるものでございます。

議案第69号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅において、性能上重大な欠陥もしくは損害が確認された場合、当該住宅の入居者を他の町営住宅へ入居させることができるように改めるものでございます。

議案第70号の芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、所得制限外住宅の入居資格要件について、町内居住者に限り、収入基準に関係なく入居させることができるように改め、あわせて丸の内住宅駐車場拡張工事完成により、関係条文を整備するものでございます。

議案第71号の芦屋町競艇施設の使用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、競艇の開催日等でも競艇事業の運営に支障を来さない範囲内で、芦屋町競艇施設を使用できるように改めるものでございます。

議案第72号の平成20年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出そ

れぞれ7,000万円増額補正を行うものでございます。

歳入の主なものにつきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額、レジャープールのスライダー改修のための過疎債と、洞山崩落防止工事实施設計及び魚見公園なみかけ遊歩道崩落防止工事实施設計を行うための自然災害防止事業債を増額いたしております。

歳出の主なものにつきましては、用途地域見直し業務委託料、公的年金から個人住民税を特別徴収するための電子化業務委託料、芦屋中央病院医療機器購入の財源を企業債から過疎債に切りかえたことによる病院事業会計4条補助金、レジャープールのスライダー改修工事費、調整交付金事業として山鹿芝ノ元1号・2号線の道路改良工事費、中ノ浜の松本氏からの寄附金を使つての図書購入費等を計上いたしております。

議案第73号の平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、国庫支出金と前年度繰越金の増額を、歳出では、諸支出金と予備費の増額を計上いたしております。

議案第74号の平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金の減額と諸支出金の増額を計上いたしております。

議案第75号の平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金を増額し、この増額分を全額、競艇事業振興基金に積み立てるものでございます。

議案第76号の平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、企業債の一部を過疎債に振りかえるものでございます。

議案第77号の平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、起債対象経費の見直しにより、企業債等を減額するとともに、平成20年度繰り上げ償還のうち、9月に償還します公営企業金融公庫資金分の金額が確定いたしましたので、企業債償還金を計上するものでございます。

議案第78号の平成19年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定及び議案第79号の平成19年度芦屋町病院事業会計決算の認定につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定を求めるものでございます。

議案第80号の専決処分事項の承認につきましては、平成20年度一般会計予算の補正を行ったものでございまして、税源移譲により、所得税軽減の影響は受けず、住民税増加の影響のみを受ける人について、申告することにより、平成19年度分の住民税から減額分を還付するという経過措置がとられておりますが、この還付金が当初予算より増加する見込みとなったため、財政調整基金を取り崩して、過年度還付金を増額したものでございます。

次に、報告案件でございます。

報告第4号の財団法人芦屋町開発公社の経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、報告するものでございます。

最後に、報告第5号の平成19年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由のご説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折にご説明いたしますので、議員各位にはよろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

次に、小田議員に提案理由の説明を求めます。4番、小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

おはようございます。それでは、議員提出議案第2号の芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

前回の国会におきまして、地方自治法の一部を改正する法律が成立いたしました。この内容といたしましては、法第100条第12項に新たな条文が新設されたことに伴いまして、今までの条文が第13項になりましたので、芦屋町議会会議規則第111条中の「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改めるものでございます。

以上、簡単でございます但提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますよう、お願いします。

○議長 横尾 武志君

以上で、町長及び小田議員の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず、日程第3、議案第64号についての質疑を許します。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

大変喜ばしいことではございますが、働きかけはどのような方法で今後なさるおつもりでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画課長 鶴原 洋一君

この条例が制定したという過程でございますが、あらゆる媒体というんですか、を通しまして宣伝、啓発をしてまいりたいと思っております。また、県人会とか、それぞれの同窓会とか、そういうこともございますでしょうし、あらゆる場面を通しまして、啓発をしていきたいと、この

ように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第65号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

議案第65号、芦屋町職員倫理条例について、質疑をします。

先日ですね、いただきました芦屋町職員倫理条例素案とこの議案を比べますと、8条の2で、直ちに直属の管理職員に報告しなければならないはですね、管理職もしくは副町長に報告しなければならない。

また、11条の6では、次条第3項に規定のとおり、報告を受けた事項に対し、町長に対し意見を述べるということとを揚げております。

また、12条の3が、町長では、前第2項に基づく措置を講じた場合は、その結果を審査会に報告しなければならない、といったことが加えられています。素案からですね、このように修正された経緯と理由をご説明願います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

この素案につきましては、いわゆるパブリックコメントにかけております。その結果、数多くの意見なりが寄せられたわけですけれども、その中で、いや、これは原案どおりでいいと思いますよという町の見解、これを出して修正してない部分、それから、今、議員が指摘されました3点については、パブコメの提出者の意見をよく聞くとしたら、なるほどと、まあ素案の中にはその辺うたってなかった、これはやっぱりうたうべきだということで、素案から今回提出した議案の内容が若干変わっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

職員倫理条例に対しても、余りに多くの自治体が制定していないということもありまして、ま

だ、いろいろ不十分な点につきまして補充しなければいけない点がこれから出てくると思いますけど、この、いわばですね、芦屋町のような条項を記載している自治体、こういったところはあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

素案をつくるに当たりましては、芦屋町独自で一から積み上げたものではありません、はっきり申し上げまして。ま、先進自治体といいますか、数多くそういう条例を制定されておる条文を参考に、つくったわけでありまして。で、素案の段階ではそういった先進自治体の事例を取り入れてるというか、丸写しではありませんけれども、当然検討した中で、素案を示しました。ところが、パブリックコメントの中でそういったご意見がありました。で、その辺に関して当然こういう条項を入れとる自治体はあろうかと思っております。ま、全国の自治体を完全に調べたわけじゃありませんけども、またそれがあろうとなかろうと、なるほどというふうに町として思ったわけですので、修正したということでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

このですね、修正した意味といいますと、基本的にはやっぱりその職員がですね、そういった新しいこの条文を見たとき報告する義務を、上司管理者に行うというそういったところから、それだけではなく、やはり職員倫理審査会、そこへも報告することが必要じゃないかというふうな、そういったところからですねこの問題が出てくると思います。

当然ですね、不当な働きかけを受けた者が直属の管理職にですね、報告するっていうことはしなけりゃいけないです。ただ、問題点としてそういった不当な働きかけを行う者、そういった者が管理職である場合ということも考えられますので、そのときにこうしたことが、もみ消されたり、当事者に不当な問題が起こることがあります。そういった点から、管理職だけではなく、審査官にもやっぱりやるべきではないかということでありましょし、また、今回改訂され、修正され、つけ加えられた部分、これによりこういった部分をですね、相当補うことができるということが考えられます。

ただ、こういった言い方失礼ですけど、例えば管理職もしくは副町長にというようになってますけど、この副町長にですねそういった不当な働きかけをするということも、考えられないことはありません。また、町長もですね審査会に報告しなければならないということになってますけど、町長自体もそういった立場になるという、そういった可能性はですね、これは大変失礼な話

ですけど、あるということも考えられます。そういった点では、そういったところを明確にするためにも、やはり8条の2項の中に倫理審査会への報告を加え、やはり倫理審査会もそれを把握することができるようにするという、そういったシステムを入れることは、この条例をですね、充実させるためにもやっぱり必要だと思いますので、そういったふうに8条の2にですね、倫理審査会の報告を加えるという、そういった考え方はないのでしょうか。再度伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

これの職員倫理条例の対象となる職員、これは第2条でうたっております。いわゆる地方公務員法の3条2項に規定する一般職に属する芦屋町の職員（教育長を除く。）、教育長及び先ほど言われました副町長、町長につきましては、政治倫理条例という別の条例でもってそういう規制がかかっておるわけです。もしそういう仮に不正な動きがあったとするならば、政治倫理条例のほうの規定でもって対処されるというふうにしておりまして、これがこの条例につきましてはあくまで職員というのを対象にしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかに。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

この職員倫理条例ですが、一方では職員さんを守ると、また片や一方では厳しく、6ページにありますように違反職員に対する処置等はございます。これはまた公表するという第14条がありますけれども、どういようなですね、公表の仕方を、例えばそういった事件があったときになさるのか、どこまで公表できるのか、個人情報法等がございまして、また、職員の方々には地方公務員法もあります。本当に厳しくすることのみがいいのか、そうするのであればやはり職員さんの評価制度をですね、仕事をして本当に頑張ってよかったという評価制とともに、私はつけていくべきじゃないかと、そのように思いますけれども。その点についてはいかがでしょうか。

また、課長に、先ほど質問があっておりましたが、近隣にこの条例等があるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

まず、公表ということで、このですね第13条に、職員にこういう違反するような事案が出てきた場合には、必要な懲戒処分等、人事管理上必要な処置を講ずる、これは事案によっては当然

懲戒処分の対象になり得る。そして、こういう懲戒処分を行ったときには、任免権者はその概要を公表するものとするというのが2号に決めています。

それから、14条の公表につきましては、この運用状況についてその概要を公表するものでありまして、ご心配されておられるような個人情報、この辺については当然、伏せたというか、その部分については公表しない、ま、運用状況と。ですからこの1年間にこの条例に基づいて、いろんな報告が、こういう報告がありましたとか、こういう事案に対して警告を発しましたとか、1年間何もありませんでしたとか、その辺の運用状況については公表していこうというふうに考えております。

それから、近隣のということでは、水巻町がたしか前回6月議会に提案されて、継続審議になっておるようです。この9月で決着するのかわかりませんが、それと岡垣、遠賀についてはつくってないというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

最後に、先ほども申しましたように、やはり職員さんたちがしっかり頑張っていけるような、やっぱり評価制度をですね、ぜひ評価され、仕事してもしなくても一緒だという声をやはり耳にしますと、本当に切ない思いがいたしますので、その点について、町長、最後にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

職員倫理条例と、職員評価制度の関連というのがちょっとどうなのかなということなんですけれども、せっかくのご質問でございますので、評価制度につきましては、今、正直申し上げまして、検討中でございます。これの評価のですね、非常に難しいところが多々ありまして、この辺はちょっと時間をかけまして十分検討させていただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第66号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第68号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第68号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第69号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第69号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第70号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第70号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第71号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第71号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第72号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

一般会計の補正予算の中の11ページの歳入に上がっています過疎債、先ほど町長から説明がございましたが、レジャープールスライダーの改修事業として、1,100万の過疎債などを利用して、歳出のほうでは、17ページに1億1,200万、約2,000万の工事請負費という計上がされてますが、このレジャープールのですね、修理内容ということと、このレジャープールがこれまで設置されてどれぐらいなるのか、そしてこの間に改修などが行われたのか、ということとをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

それでは、お答えいたします。

地方債補正のほうに、4ページになります。

レジャープール関係を含めてでございます。まずレジャープールは平成9年の7月にオープンいたしております。その間、16年度にプールの床面の塗装、流水プールです、この塗装をやっております。それから、漏水が出ておりますので、同じく16年度に漏水による工事。そして18年度に今度スライダーの滑走面子どもさんたちが滑るところの、滑走面の塗装工事、それからちびっこプールの床面の塗装をやっております。それから、19年度につきましては、プールの床いいますか、流水プールの床の部分の塗装、それからプールの、ちょうどお客さんが入るところの塗装工事をやっております。そして、20年度今年度には、プールの壁面の塗装工事を行っております。

今回、このレジャープールの改修工事の予算を計上させていただいておりますが、これにつきましては、レジャープール全体の検査、定期検査を受けております。その定期検査によりますと、18年度までは一部剥離等を除きまして、A判定、不備な指摘はないと判定を受けております。19年度になりまして、腐食等の影響でB判定、影響は、指摘はないが要注意、という判定を受けております。そういうような状況の中で、このレジャープールの今回提示しております、基軸材といえますか、要するにプールの滑走面を支えている部材、これについては22年度に工事を予定するように実施計画であげております。

今回20年の4月に建築基準法の改正があっております。その改正の中身といえますのは、従前は目視によって、大体、さびが出てくるけどもそうひどくはないだろう、という目視行為によっての検査結果でございました。それが、先ほど申し上げました建築法改正で、腐食の激しい部分については、目視から、要するに数値であらわしなさいと。この数値といえますのは、残存の厚みが、本来の厚みの90%以上であること。だから、今、今回この工事の中の基軸材の取りかえでありますけれども、これが9ミリでございます。それで、今の指摘では8ミリちょっとありますけれども、全体からいけば一部もうそれを割っているところがあるということで、このまま放置しますと、21年度の営業については許可は出せません、と、こういう指摘がされております。それで急遽我々検討いたしまして、21年度分の工事ということで、今回これの実施設計を上げております。それと、スライダーの基軸材のほかに、今回、足場を組みます。この足場を組む金額が大変高いものですから、22年度に計画しておりました階段部分の塗装、それからスライダーの外壁面の補修工事、そういうものを一括してやろうということで、計画いたしております。以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

金額がですね、ちょっと高いなというのもあって、工事内容について私もよくわからなかったのでお聞きしたんですが、私も毎年孫がよそから帰ってきてプールではお世話になっているんですけど、ただ、これ、参考までにお尋ねするんですが、スライダープールは、私どもが孫を連れていったときっていうのは余り、利用者といいますか、たしか200円か100円かだと思いませんけど、少ないなという気がして、いつも何となく、これでやっていけるのかなと思ってたときに、こういう工事費、これ過疎債を使うということにはなっていますが、もし今わかれば、今年、まあ、終わりましたけど、今年分あるいは前年度でもいんですけど、このスライダープールの収入、いわゆる利用料ですかね、料金、それはどれくらいでしょうか。参考までにお尋ねします。分らなければ後日出していただければ。

○議長 横尾 武志君

後日でよろしいですか。

○産業観光課長 内海 猛年君

いや。

○議長 横尾 武志君

今、わかる範囲で。産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

それでは、20年度の予定が出ております。19年度から申し上げますと、スライダーの利用料金が、257万2,200円、2万5,279名の利用でございます。100円でございますので。それから、20年度の状況ですが276万9,200円、2万7,692名の利用でございます。以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

最後ですが、ワンシーズンでこれぐらいということでは、去年より今年は多かったのかなという数字でわかるんですが、これですとこういう維持管理に関しては、私はその監査委員あたりは指摘のところはどうなってるのかわかりませんが、これぐらいの収入と利用者に関しては、トントンでやっていけるという数字なんでしょうか。そこら辺をお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

岡議員、議案第72号についての質疑をお願いします。

○議員 5番 岡 夏子君

はい、最後です。

○議長 横尾 武志君

その質疑は、議案第72号から外れています。

産業観光課長。

○産業観光課長 内海 猛年君

先ほど申し上げましたように、平成9年にオープンいたしまして、ちょうど今年で11年目でございます。20年たちますと、いわゆる耐用年数等の問題でサビ等も出てくるということで、今回、こういう大きな工事をすれば、また当分寿命等も延びるだろうと、そういたしますと年間270万前後のスライダー等の利用がっておりますので、10年先には、まあ、今の状況じゃ、これ1,970万ですけどもまだまだ、収益としては上がっていくと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

質疑をさせていただきますが、所管外ですのでここでお尋ねいたします。

12ページ、2款2項の2目賦課徴收費の中で、13節の委託料、非常に財政状況が厳しい折に、この時期にこの516万1,000円の委託料ということでございますので、なぜこの時期に補正を組まなきゃならなかったのかということと、それからこれは恐らくIT用語といいますか、コンピューター用語だろうと思うんですけども、エルタックス、これは日本語でちょっと訳して説明してください。

それと、同じ節の中で導入委託ということになっておりますが、いわゆるエルタックス審査システム用パソコン保守にも関連があると思えますけれども、何の分なのか、何を導入するかということも、あわせてお尋ねいたします。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

お答え申し上げます。

エルタックスですね、この日本語でとのことでございますが、これは一応地方税におけます申告、そして納税それと申請関係をインターネットを利用いたしまして行うシステムの名称でございます。

それと、なぜこの時期に補正をとということでございますが、第2回の定例会におきまして徴税条例の改正の専決処分に伴いますものを承認いただきました。その中に、年金からの個人住民税の特別徴収の関係で、平成21年の10月から年金受給者のほうから個人住民税を特別徴収を行うという条例改正のものでございます。その特別徴収を行うための各種システム関係の改修を行うための費用でございまして、社会保険庁から個人年金のデータ関係が、年明けの1月から町のほうに報告をされます。その分で、今年度中にシステム関係の改修を行わなければなりません。そのために、時期的にこの時期になりましたが、補正をいただいた中で導入からシステム改修を行うといったものでございます。

それと、どういったものを導入かということでございますが、そのエルタックスというのは社団法人の地方税電子化協議会が運営をしております。そのエルタックスに、先ほど申し上げました社会保険庁からの年金データが、すべて経由して町のほうに報告をされます。そのためにそのエルタックスに加入というんですか、導入した中でやらなければ、そういった電子データとしての受け取りができません。そのためにエルタックスを導入いたしまして、課税業務に支障のないようにいった中のシステム改修をあわせて行うものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第72号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第73号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第74号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第75号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第76号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第78号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第79号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

平成19年度芦屋町病院事業会計決算報告書の第12ページについて質問いたします。報告書の総括事項にあります、芦屋町の中央病院は地域医療の核施設という考え方で本日まで経営されてきて、平成19年度は自治体立優良病院ということで表彰を受けたというように聞いております。それはいいんですが、患者数が少し見えますと、入院患者数は前年度に比べて、1日平均124.2人で減少、一方、外来患者数は逆に335.1人と増加という結果となっているようですが、一方では、広域施設として遠賀病院ができたと思います。遠賀医師会病院がですかね、できたと思いますが、この医師会病院ができることによる平成19年度現在動いていますのでわかりませんが、今後影響をどのように見てあるかということと、もう一点は遠賀医師会病院との役割分担、そこについての考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

お答えします。

遠賀中間医師会との影響ということですが、まだ影響というのはわかっておりません。実際、今後遠賀医師会がどのような患者さんをどういうふうな形で受け入れるかというような形も、まだ中央病院としては把握しておりません。

それと、2番目のご質問で、どういうふうな役割をするかというのは、ちょうど郡内は医師会病院、大きな病院がですね、かなり14ぐらいございますけど、特に重点的なのは岡垣の医師会

病院と遠賀の医師会病院と水巻の新水巻病院と私どもの町立芦屋中央病院ということになっております。お互いに、同じ医療機関ですので、そこそこの地域医療をしていかなければならない、と思っております。当然、同じ病院ですから、逆に言いますと競争相手だと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

これから経営も非常に難しくなつてこうかと思いますが、ひとつよろしく努力していただきたいと思っております。

次のもう一点、お尋ねいたします。14ページ、ここに部門別職員の増減が載せてありますが、看護師のところ、減が15で増が12、実質3減、というふうになっておりますが、この看護師のこの特に年間で15人減とありますか、この1年間に15人退職された要因として何がある、何があるのかな、どのように考えてあるのかなということをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 小池 健二君

一般的には、自己都合でございます。内容的にはなかなか、どういうことでおやめになるのかということをお尋ねはしてるんですが、ご自分の都合、逆に家族の都合、ご主人の転勤などによるものだと判断しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 1番 辻本 一夫君

理由は確かに、そういう理由で出されると思いますが、今よく看護師不足というのは、どこの施設でも言われておりますが、特にこういう中核病院ですから、その一方では勤務条件が、少し厳しいかなと、今の若い世代となかなか合わないといいますが、そういう部分もあるかもしれないというふうに私は感じます。これにつきましては、勤務条件、後で資料をいただければと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第79号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第80号についての質疑を許します。小田議員。

○議員 4番 小田 武人君

6ページ、歳出の2款総務費2項徴税費の賦課徴収費についてお尋ねいたします。

先ほど、町長の提案理由の中で、この過年度還付金につきまして、当初予算より増加する見込みということですが、この増加の要因、何ならば、当初予算でこれは1,000万の計上がされておるわけですね。今回また520万という、非常に、芦屋町にとりましては、大きな金額でございますので、その増加の要因をお尋ねすることがまず1件と、専決処分ということでございますが、専決処分の件につきましては私も理解をしておるつもりでございますけれども、単純に時間がなかったからということでの処分をされたのかどうか、そこら辺についてもちょっとお尋ねをいたします。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 守田 俊次君

過年度還付の金額の補正でございますが、これにつきましては、議員の言われたように当初予算で1,000万を計上しております。その1,000万の中が、この税源移譲に伴う過年度還付金です。これを一応880万の予定をしております。残り120万につきましては、通常の申告の内容変更等での還付の分でございます。それで、880万の予算計上をした内容でございますが、一応これにつきましては、対象者数とか、減額の還付金というか、1人当たりの金額が確定をしておりませんので、概算の金額で計上をしておりました。それで、大体2万円平均の400名程度といったもので、当初予算のほうには計上させてもらっておったわけですが、7月1日からの減額の申告期間といいますか、それが1カ月間ございまして、7月31日まで基本的に住民税の減額申告の受け付けを行ったわけです。その中で、人数と金額的なものでございますが、1人当たり大体平均で2万9,000円ほどになりまして、人数も若干ふえました。そのために、不足分として520万を今回8月1日付で専決処分いただいたものでございますが、この還付金につきましては、早期に還付をしようということで考えておりまして、7月31日までの申告者につきましては、早目の還付を送った中で、現在のところ、約1,200万ほどの還付をしております。残り200万程度につきましては、今から申告が出てくる方について、充てる予定にしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第80号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑は終わります。

お諮りします。日程第3、議案第64号から、日程第19、議案第80号までの各議案については、別紙のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託し、日程第22、議員提出議案第2号については、委員会付託を省略し、最終日に討論を行った後、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時59分散会
